

いちのせき子育て農業者応援事業補助金

農業者が、出産・育児期間の農作業に従事できない期間中も安心して農業経営が維持できるよう、出産・育児期間に雇用を増やした分の賃金に対し、補助金を交付します。



【補助金額】 雇用した者に支払った賃金（上限 1,100 円／時間）2 分の 1 以内

【交付対象期間】 出産予定日の 6 週間前から出産後最長 3 年の間

【交付対象者】 市内に住所を有する者で次の要件のいずれかに該当する者

- ① 認定農業者、認定新規就農者又は地域計画に位置付けられている若しくは位置づけられることが確実と見込まれる経営体のいずれかに該当する農業者
- ② ①の農業者と家族経営協定を締結し、就農している農業者

【申請時期】 農業者の出産・育児期間に労働力を補填するために雇用する最初の日以前

- 【活用例】 ■ 産前産後の休養・育児にかかる代替雇用
- 子の看護、健診、予防接種等にかかる代替雇用

※ 通常の雇用増分は対象となりません。



お問い合わせ先：一関市農林部農政推進課 担い手支援係
電話：0191-21-8225 FAX:0191-21-4221
E-mail：noseisuishin@city.ichinoseki.iwate.jp